※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表１　審査事例リスト

類型	登録番号	発明の名称	食品の由来と新規機能	主な出願当初クレーム	主な登録クレーム	審査・審判状況
①	3914244	異常タンパク質除去用組成物	シリビン，シラン抽出物又はアヤメ抽出物が異常タンパク質除去作用，プロテアソーム促進作用を有することを見出した。	【請求項１】シリビン，シラン抽出物，アヤメ抽出物から選ばれる１種又は２種以上を含有する異常タンパク質除去用組成物。 【請求項３】シリビン，シラン抽出物，アヤメ抽出物から選ばれる１種又は２種以上を含有するプロテアソーム活性促進用組成物。 【請求項９】シリビンとシラン抽出物および／又は大豆サポニンを含有することを特徴とする食品。	【請求項１】シリビンと，シラン抽出物及び／又は大豆サポニンを含有する異常タンパク質除去用組成物。 【請求項３】シリビンと，シラン抽出物及び／又は大豆サポニンを含有するプロテアソーム活性促進用組成物。 【請求項７】シリビンと，シラン抽出物および／又は大豆サポニンを含有することを特徴とする食品。	引例から，シリビン，シラン抽出物又はアヤメ抽出物を含有する皮膚老化防止，改善するための組成物は公知であり，食品についても開示されており，大豆サポニンを含有する皮膚老化防止・改善するための組成物は公知であるので新規性がないとされた。また，シリビン，シラン抽出物，アヤメ抽出物，大豆サポニンを適宜組み合わせて食品としてみることは当業者であれば容易であり，「異常タンパク質除去」や「プロテアソーム活性促進」について記載されていないものの，このような記載により，請求項に記載の発明と引例記載の組成物が実質的に区別されるものではなく，組み合わせの効果については顕著性がないので進歩性なしとされた。これに対し，出願人はシリビン，シラン抽出物，アヤメ抽出物の単独使用の組成物クレームを削除し，シリビンを必須成分としてシラン抽出物及び／又は大豆サポニンを併用する組成に限定し，その上で異常タンパク質除去作用又はプロテアソーム活性促進作用は引例に記載されておらず，単独で用いた場合と比較して相乗効果があると主張し，登録となった。
①	3983951	滋養強壮剤及び滋養強壮飲食物	茶抽出物に含まれる「カフェイン，テアニン及びアルギニンからなる混合成分」が「滋養強壮作用」を有することを見出した。	【請求項１】 カフェイン，テアニン及びアルギニンからなる混合成分を有効成分としてなる滋養強壮剤。 【請求項４】 カフェイン，テアニン及びアルギニンからなる混合成分を有効成分として含有する滋養強壮飲食物。	【請求項１】　カフェイン，テアニン及びアルギニンからなる混合成分であって，カフェイン，テアニン及びアルギニンの配合比率が１：１：１若しくは１：１：１よりもカフェインが少なくなるように配合されてなる混合成分を有効成分として含有する滋養強壮飲食物。	引例には左記３成分を含む茶抽出物，ドリンク剤が開示されていたことから，本願の滋養強壮飲食物と区別できず，新規性なしとされ，「滋養強壮剤」が飲食物を包含するのであれば，引例に記載のドリンク剤と本願の滋養強壮剤と区別できないと判断された。これに対し，出願人は拒絶理由の発せられなかった請求項のみを残して権利化を図った。即ち，３成分の比率を特定し，且つ，「滋養強壮飲食物」に限定し，認められた。なお，本願明細書中に，「本発明の滋養強壮剤には医薬品，医薬部外品，滋養強壮効果を示す飲食物（ここを本発明では滋養強壮飲食物）という」との記載があり，滋養強壮剤には医薬も含むように記載されていたが，「滋養強壮」は医薬用途の範囲が不明瞭であるとされたため，本願では滋養強壮剤にかかるクレームを削除した。
① ②	3924310	高血糖改善のための医薬及び飲食品	アロエベラ抽出物中に含まれる成分，即ち，９，１９－シクロラノスタン－３－オール，及び／又は２４－メチレン－９，１９－シクロラノスタン－３－オールを含む化合物には高血糖に対する改善作用のあることを見出し，これを含む医薬および食品に使用する。	【請求項１】下記の一般式（１）で示す化合物を有効成分として含む，高血糖改善のための医薬。 （一般式（１）は省略） 【請求項８】下記の一般式（１）で示す化合物を有効成分として含む，高血糖改善のための飲食品。	【請求項１】 ９，１９－シクロラノスタン－３－オール，及び／又は２４－メチレン－９，１９－シクロラノスタン－３－オールを有効成分として乾燥質量で０．００１～１０質量％含む，高血糖改善のための医薬。 【請求項５】 ９，１９－シクロラノスタン－３－オール，及び／又は２４－メチレン－９，１９－シクロラノスタン－３－オールを乾燥質量で０．００１～１質量％含む飲食品。	アロエベラ抽出物に関する飲食品の刊行物がすでに存在するため新規性なし。また，引例に，有機溶媒および水を用いたアロエベラ抽出物の製造方法があることから，本発明の有機溶媒によるアロエベラの抽出物を配合した飲食物の発明は容易（進歩性なし）。さらに，飲食品の発明の用途を「高血糖改善」という治療の用途で特定しているため，飲食品の発明なのか医薬の発明なのか不明確（記載要件違反）とされた。出願人は，食品クレームについて，「高血糖改善のための」を削除（記載要件違反を解消）し，また，上記９，１９－シクロラノスタン－３－オール，及び／又は２４－メチレン－９，１９－シクロラノスタン－３－オール化合物に限定し，本３化合物を含む飲食品は新規であり，さらに引例に報告されているアロエベラ抽出物の製造により得られる抽出物中の３化合物の含量を測定し，本発明の含有量とは明らかに異なること，あるいは実質的に製造できないことを証明し，登録となった。
① ②	3975708	コンブ仮根を用いる抗腫瘍剤および食品	コンブ仮根そのもの，又は抽出物に抗腫瘍作用を見出した。	【請求項５】 コンブ仮根からなる抗腫瘍作用を有する食品。 【請求項６】 コンブ仮根抽出物からなる抗腫瘍作用を有する食品。	【請求項１】エルゴスタ-4,24(28)-ジエン-3,6- ジオンを有効成分として含有する抗腫瘍剤。 【請求項４】エルゴスタ-4,24(28)-ジエン-3,6- ジオンを含有する抗腫瘍作用を有する食品。	新規性については，引例にはコンブ仮根を抗腫瘍剤や食品として用いること，又，引例には3-ケト-4-エン構造を有するステロール誘導体が抗腫瘍作用を有することが開示されている。請求項１～８は新規性なしとして拒絶された。進歩性については，コンブ脂溶性画分に抗腫瘍活性を見出すことは容易として拒絶された。 これに対し，出願人は特定の有効成分を有する抗腫瘍剤，抗腫瘍作用を有する食品にクレームを限定した。引例１にはコンブ仮根に特定のステロール誘導体が含まれることについて開示はない。引例２には，コンブ仮根にエルゴスタ-4,24(28)-ジエン-3-オンを単離したことが開示されているが，抗腫瘍剤及び抗腫瘍作用を有する食品の有効成分である，エルゴスタ-4,24(28)-ジエン-3,6- ジオンについては記載がないと主張し，当該特定ステロール誘導体を含有する抗腫瘍剤及び食品で登録となった。
③	4084726	コラーゲン合成促進剤，線維芽細胞増殖促進剤，サイクリックＡＭＰホスホジエステラーゼ阻害剤，チロシナーゼ阻害剤，及び血小板凝集抑制剤，並びに化粧料及び飲食品	マンゴージンジャーの抽出物にコラーゲン合成促進作用，線維芽細胞増殖促進作用，サイクリックＡＭＰホスホジエステラーゼ阻害作用，チロシナーゼ阻害作用，及び血小板凝集抑制作用を見出した。	【請求項１】ショウガ科マンゴージンジャー（Ｃｕｒｃｕｍａ　ａｍａｄａ　ＲＯＸＢ．）の抽出物を含むコラーゲン合成促進剤。 【請求項７】請求項１から５のいずれかに記載のマンゴージンジャーの抽出物を有効成分として含有する飲食品。	【請求項１】ショウガ科マンゴージンジャー（Ｃｕｒｃｕｍａ　ａｍａｄａ　ＲＯＸＢ．）の抽出物（ただし，クルクミン類を含有する抽出物を除く）を含むコラーゲン合成促進剤。 【請求項７】請求項１に記載のコラーゲン合成促進剤，請求項２に記載の線維芽細胞増殖促進剤，請求項３に記載のサイクリックＡＭＰホスホジエステラーゼ阻害剤，請求項４に記載のチロシナーゼ阻害剤，及び，請求項５に記載の血小板凝集抑制剤の少なくともいずれかを含有する飲食品	引例に飲食品，化粧料として使われるクルクミノイド組成物。クルクミノイドは，マンゴージンジャーの植物体から抽出され，利用されることが記載されているとして新規性なしとされた。進歩性については，引例に，クルクミン類がプロスタグランジン，ロイコトリエン形成阻害作用を有することが報告されている。他引例には，ロイコトリエンと血小板凝集，サイクリックAMPホスホジエステラーゼ，コラーゲン産生，線維芽細胞増殖の関連が記載されている。以上より，当業者が本発明を導くことは格別困難なことではないとされた。これに対し，出願人は，飲食品クレームについて，本願のマンゴージンジャーの抽出物にクルクミンが含まれないことを証明し，クルクミン類を含有しないマンゴージンジャーの抽出物を含有する飲食品とし，登録となった。